



# 資料 応急工事計画

## 応急工事計画の記載事項

### ○根拠法令

土地改良法施行規則第67条  
の5準用

同法施行規則第40条

(1)当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後又は突発事故被害前後の状況

(2)当該土地改良事業の一般工事計画

(3)主要工事計画

(4)工事の着手及び完了の予定時期

(5)事業費

(6)当該土地改良事業の効果

(7)現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図面

### 令和2年災 応急工事計画

1 当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後の状況

- (1) 所在 寺子地区及び塩原地区
- (2) 地積 6 工事概要のとおり
- (3) 災害前後の状況 6 工事概要のとおり

2 一般工事計画及び主要工事計画

6 工事概要のとおり

3 工事着手及び完了予定時期

令和2年12月から令和3年3月まで

4 事業費

6, 175千円

5 事業の効果

災害復旧工事により、被災した農地及び農業用施設の機能回復を図り、農業経営の安定に寄与する。

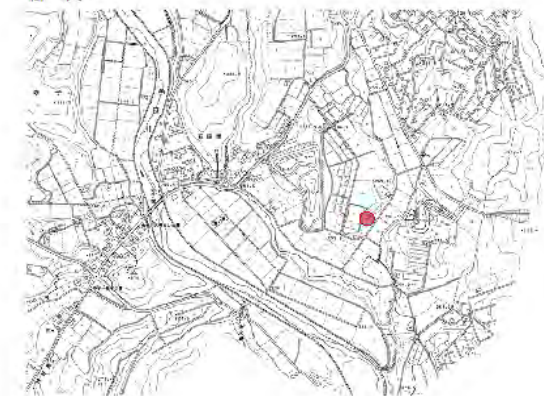
6 工事概要

番号	地区名	地域の所在	地積(受益面積)	災害前後の状況	工種	一般工事計画	主要工事計画	事業費(千円)
1	寺子地区	那須塩原市寺子	0.13ha 31m	農地の法面・畦畔が崩落し、水田としての機能を喪失した。	(畦畔)田	農地の原形復旧	法面整形工 L=30.5m フトンかご 幅1200mm ×高500mm 4段 L=10.0m	5,390
2	塩原地区	那須塩原市塩原	6m	土砂溜の擁壁が崩落し、機能を喪失した。	土砂溜	土砂溜の原形復旧	フトンかご H=600 2列2段 (L=4m、 H=1.2m) 法面整形工	785

8 位置図等 別紙のとおり

位置図

(1) 寺子



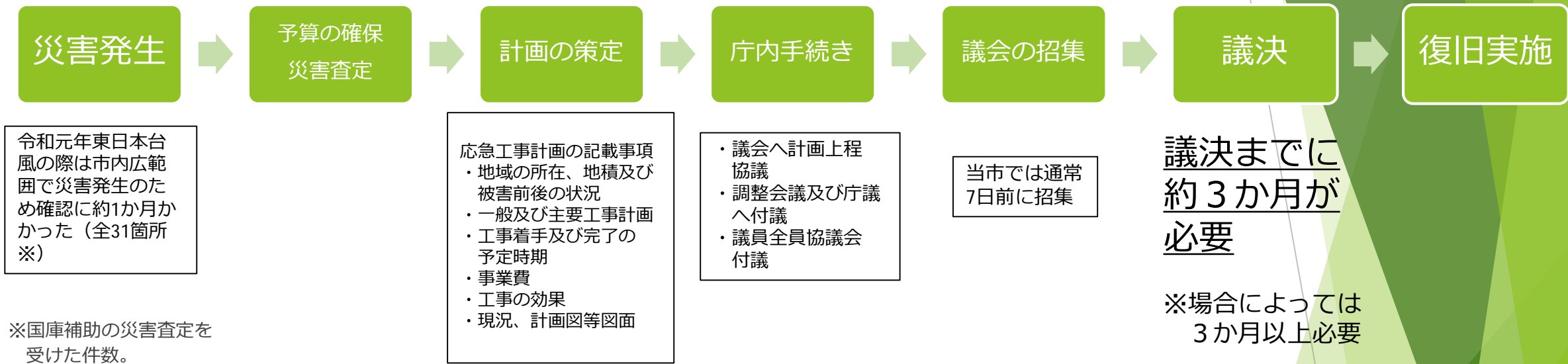
(2) 塩原





# 制度改革による効果①

## ◇従来の手続き



## ◇制度改革が実現した場合の手続き



**迅速な復旧が可能**



## 制度改正による効果②

○災害復旧工事を迅速に実施することが可能となることで被災した住民の生活を支えることができる。

- ・ 早期の営農再開を支援することで、安定した食料供給を図る。
- ・ 生活道としても使用されている農道を修繕することで交通を確保する。
- ・ 被災したため池や畦畔を復旧することで大規模な二次災害を未然に防ぐ。

など

